

1983年12月10日

《毎月10日、25日発行》
第31・32合併号 6頁200円

定期購読料(1部22回)
手渡：2000円／郵送2500円／空郵4000円

手渡し3000円 / 開封3500円 / 密封4000円

Digitized by srujanika@gmail.com

赫 旗

共產主義者同盟中央機關紙

発行 東京都大田区大森北 1-13-11

東京都大田区大森北 1-13-11
電話(03)766-4729 東京7-86947
編集・発行人 北沢 晋

関西赤路社
大阪市福島区大開1-19-13
副島ビル 電話(06)462-7030

83政治決戦 起て春期攻勢へ

朝鮮人民と連帯し闘う党への飛躍を

八三年政治決戦の今年、中曾根政権をはじめとする日帝ブルジョアジーは「戦後史の総算」という反革命的・反動的スロー・ガンのもとに軍拡・改憲へとすすみ始めた。戦後保守一自民党政治の中でも、もつとも反動的内閣として登場した中曾根は、今日の戦後世界帝国主義体制の危機——日本帝国主義の危機の反革命的突破のため訪韓・訪米をテコとして「日韓新次元」「日米命運共同」体なる安保政策をすめ、きわめて挑戦的な対ソ戦とアジア再侵略——朝鮮侵略反革命戦争準備へとのりだしている。事態はアジア・朝鮮人民にとつてもわが國労働者・人民にとつても、きわめで重大な階級闘争の局面にいたつた。金斗煥軍事独裁政権への四十億ドル軍事援助をはじめ、南北「クロス承認」・韓国の単独国連加盟の推進。訪米での「不沈空母発言」と日米安保の公然たる攻守・軍事同盟化の確認、対米武器技術提供、四海峡封鎖。そして、二月一日から始まつた米韓合同軍事演習チーム・スピリット83とエンタープライズ佐世保寄港、この寄港によつて佐世保を本拠地とする横須賀ならぶ米第七艦隊の対ソ前線基地とする日米意氣、さらに、こうしてすすむ日米安保、

中曾根自民党政府打倒

反安保・反侵略・反改憲

この八年春期、われわれの任務の第一は、日帝打倒・米帝一掃・プロ独立樹立をめざし、反安保・反侵略・反改憲の一大政治闘争をよびかけ、中曾根政府打倒と固く結びつけた革命的大衆行動の準備に全力を傾注していくことである。

中曾根の登場によって加速させられた日帝の軍拡政策は、米日韓三角軍事同盟化を基軸として展開されようとしている。チーク・スピリント83の米韓軍事演習は近年なく大規模となり、朝鮮半島の軍事緊張は非常に高まっている。政府はこれにおいてをかけるようにエンタープライズの佐世保入港を、そしていま南北二つの朝鮮政策を公然と発表した。

これは、これまでの政府の「非核三原則」集団的自衛権の否定の放棄を意味し、朝鮮半島への軍事的侵略さえも可能とするこ

好戦的であることを内外に宣言したものの、帝のアジア反共対化に進みで立を一挙に深めさせている。ソ連は先の「ラハ宣言」にもとづく中距離ミサイル削減の対立を「S-20の極東・西欧交渉で、S-20の極東・シリアル削減の対立を一方での対西欧への懐柔策であるとともに、直接的にベリアへの移動可能性を示唆した。これは一方での対西欧への懐柔策であることを示すものだ。日本政府は、このことをテロ化への対抗策としていることは、いうまでもない。また、中露根には日米安保の攻守・軍事同盟には日米安保の攻守・軍事同盟との「不沈沈没発言」と「正当化」をかけたが、それは軍備増強と米帝の極東への巡航ミサイル・トマホークの配備、F-16核攻撃機の三沢基地配備による。こうした事態は、日共・小ブルジョアが宣言する日米安保によって日本が「戦争にまき込まれる」ということではない。日帝自らが自己的権益確保へ環太平洋経済構想」のために、

國労働者階級人民の解放
して戦争か革命かの歴史的
めぐり、日米安保擁護・
か、それとも反安保・改憲
の政治的対決に突入して
この成否をかけた闘いへ
広島・東京・大阪の反戦
の力を再編し、発展させ
ねばならない。
らこそ革命的左翼と聞く
に問われていることは、
戦・反安保・反核の労働
人民のひいた職場・
反行革・反合・反失業・
均衡の闘いと結合させ、と
プロレタリア下層の階級
こうした反失業・反戦を
示すなものでもない。
改憲攻勢が日帝の危機を
に急浮上し、なつかつ全
結成・労働戦線の産報化
なって登場していること
この性格が浮きぼりとさ
る。

わが國労働者階級は、とおしあげ、アジ
ルジョアジー内の危機を真に促進さ
ない。田中右馬は、と連帶した國際的
な運営のめでたしく回路とあげていく回路と
勞働者大衆の実力闘争をめざす。社会の議会主義
の活動をつくりだそう。
の任務の第一は、この端的にしめされる
自力で、階級的差
に再生すること。
いるが故に、社会
奴隸制からの解放
ルジョアジー階級独裁者
プロレタリア階級
生産と分配の労働者
する一めざして闘
権によって、これ
す最大の好機とな
している。八三春闘
かが金權腐敗及
ハ春闘はルジョ
ノト、またわれわ
みでいくことであ
福徳國家へ減税の
として位置づければ
など、逆にこの長期
義の危機のなかで、

敵・味方の敵階級の眞理化にいまや改良的主導の改善事態となつた。増税をくる。増税は、中農根自民党政府打力へと転化させ、陣地を人民的闘いの先頭へする。ならない。

そして、われわれの任務は、こうした労働者の安保、階級的労働運動の塙闘争を闘ひぬくことである。この三一四月、政府・公団は三一七や一連の国家を打倒し、に対する報復弾圧と事業強権を樹立し、パイプラインの開通と五ヶ年統制を実現する部分の主導をメドとして、新たなる攻勢へふみだそうとしている。結三里塙闘争は闘う労農學

めざす
との
倒の全
まねば
上に課題である二・七現地
闘争を二期阻止・廢港へ
坪共用地の再共有化、自主耕作
運動の前進を農農團結でうなが
かため、中戻農を美力打倒す
聞いてとすみでいかねば
らない。
われわれの任務の第四は、
われわれの任務の第四は、
の春期過程の大衆行動を「闘
行動する労働者観一建設と固く
結びつけ、わが同盟の闘闘的
大衆的風氣をいつそう創造し
いくことである。
今日、われわれの拠点、地坪
工作、大衆との交通形態は非
に活発になつてきている。だ
らこそ、われわれの組織活動
必要とされていることは、個
の一大
構築と
反戦反
七三重
ある。
裁判所
の闘い
認定取
また
月供用
期着工
いる。
るが同盟の態

（上）
議會常務委員会
度（上）
6面に掲載

「統一協議会」提案から「建党協議会」準備への前進とわが同盟の態度（上）

6面に掲載

**中曾根訪米
阻止に起つ！**

1.16

關西

一月十六日、訪韓にひき使
一月十七日の中曾根訪米には、大阪の地、中之島駒先公園にて午後一時より「中曾根委員会が緊急抗議行動としてやくまれた。
集会は、冒頭に関西三重連争に連帯する玄の上坂喜嘉義挨拶が行なわれ、ひき続きした各団体よりの決意表明がされていった。

統く
対し、
訪米動
に於く
々にうち碎く社共に代る單一の
革命的労働者党の創建を急がね
ばならないと、今訪米阻止闘争
の任務と方向を示しきった。
最後に司会者より集会の集約
が行われ、集会後のデモに移つ
ていった。

デモは、大阪府警の厳しい規
制にもかかわらず、大阪中郵ま
での果敢なデモンストレーションが最後まで貫徹され、この日
の緊急抗議行動を終えた。

2・11

三里塚

全国陣型の再構築を

土地共有化
収用権訴訟

二つの全国運動で3.27へ



労農団結で闘う農業推進し二期阻止・廃港へ

昨八一年は、石橋・内田問題にみられる「話し合い」攻撃や成田用水など政府・公団の反対同盟切り崩し、革マル派の謀略など反対同盟にとって大きな試練の年であった。反対同盟は「一期阻止」をかかげ、闘う農業建設のもとに自主耕作運動・成田用水に反対する自主基盤整備を組織し、敵の攻撃を打ち返した。八三年は昨年にまして「二期着手」をめぐる情勢の緊迫化は必至だ。

まず第一に、今秋にもパイプラインによるジェット燃料輸送が開始されようとしていること。第二に、代替地の造成はじめとして空港の周辺事業がすんなりいること。第三に、羽田沖空港の完成が八五年にせまり、他方で新関西空港の予算がつくことによっていま以上に二期着手をめる「地元」の圧力が強まる。

これに加えて、中曾根の「日本列島」不沈空母発言に示される軍事力増強の一環として、成田空港を二期着手によって「

軍事空港」として整備・完成させようとする動きが一段と強まっているのである。

こうした重大な局面の中、反対同盟は一月九日の旗びらきで二つの方針を提起し、全国へ新たな土地共有化運動「三里塚闘争宣言」を発した。それは

①新たな土地共有化運動上三里塚闘争宣戦宣言を発した。それは

②収用権不存在確認訴訟である。

現在用地内農民は事業認定を告示されたまことに十三年が経過しており、そのことが生活を圧迫している状況が続いている。

千葉県收用委員会は七十年に收用裁決を申請して以降、裁決し

を告示されたまことに十三年が経過しており、そのことが生活を

圧迫している状況が続いている。

千葉県收用委員会は七十年に收用裁決を申請して以降、裁決し

を告示されたまことに十三年が経

過ており、そのことが生活を

圧迫している状況が続いている。

千葉県收用委員会は七十年に收用裁決を申請して以降、裁決し

を告示されたまことに十三年が経

過しており、そのことが生活を

圧迫している状況が続いている。

千葉県收用委員会は七十年に收用裁決を申請して以降、裁決し

を告示されたまことに十三年が経

「共産主義者の建党協議会」準備会議結成を闘い取ろう

「統一協議会」提案から「建党協議会」準備への前進とわが同盟の態度(上)

今日、われわれが提案し、呼びかけてきた「共産主義者の統一協議会」が多くの同志たちの共同作業として、「建党協議会」準備会議結成のよびかけとして結実し、新たに前進しようとしている。(掲載文参照) わが同盟は心からの敬意をもってこれを歓迎し、支持し、このよびかけを實現すべく更に奮闘することを表明する。全国の志ある共産主義者と先進的労働者がこれに参加・結集し、日本労働者階級・人民の熱望する單一の、社共にかわる革命的労働者党創建めざして、「八三年政治決戦」の只中で、準備会議結成を開いたとする心から訴えるものである。

一、共同事業へ発展した我々の提案

(1) 経過

昨八一年一月、われわれは、「社共にかわる革命的労働者党創建」にむけたがる同盟の提案として、「共産主義者の統一協議会」をつくろう」とよびかけてきました。以来一年間、わが同盟はこ

(2) よびかけと我々の規準

の実現のために力をつくしてきました。その過程での多くが共感・支持あるいは疑問・諸見解については、すでに何回かにわたって機関紙「赫旗」上で答えてきたところである。

しかしわれわれは、昨夏以降は「統一協議会」提案に呼応し、この問題に沈黙してきた。それは「統一協議会」準備についての実現のために力をつくしてきました。その過程での多くが共感・支持あるいは疑問・諸見解については、すでに何回かにわたって機関紙「赫旗」上で答えてきたところである。

第一に、その目的と性格につ

いて、共同の意志と合意を形成しきつた。こうしてつらだされたもの

であります。われわれは、このことを心から喜びます。

第二に、互いの意見をすりあわせたこと。——等々。われわれは、「提案」でされたこと。

第三に、実に豊かなかつ分裂の時代に終止符をうづべき議論として、共産主義者の統一協議会の目的・性格・規準等について、互いの意見をすりあわせたこと。

第四に、対象について明確に命創建の志を一つにする部分

である。われわれは、このことを心から喜びます。

第五に、その目的と性格について、互いの意見をすりあわせたこと。

第六に、その目的と性格について、互いの意見をすりあわせたこと。

第七に、その目的と性格について、互いの意見をすりあわせたこと。

第八に、その目的と性格について、互いの意見をすりあわせたこと。

第九に、その目的と性格について、互いの意見をすりあわせたこと。

第十に、その目的と性格について、互いの意見をすりあわせたこと。

第十一に、その目的と性格について、互いの意見をすりあわせたこと。

第十二に、その目的と性格について、互いの意見をすりあわせたこと。

第十三に、その目的と性格について、互いの意見をすりあわせたこと。

第十四に、その目的と性格について、互いの意見をすりあわせたこと。

第十五に、その目的と性格について、互いの意見をすりあわせたこと。

第十六に、その目的と性格について、互いの意見をすりあわせたこと。

第十七に、その目的と性格について、互いの意見をすりあわせたこと。

第十八に、その目的と性格について、互いの意見をすりあわせたこと。

第十九に、その目的と性格について、互いの意見をすりあわせたこと。

第二十に、その目的と性格について、互いの意見をすりあわせたこと。

第二十一に、その目的と性格について、互いの意見をすりあわせたこと。

第二十二に、その目的と性格について、互いの意見をすりあわせたこと。

第二十三に、その目的と性格について、互いの意見をすりあわせたこと。

第二十四に、その目的と性格について、互いの意見をすりあわせたこと。

第二十五に、その目的と性格について、互いの意見をすりあわせたこと。

第二十六に、その目的と性格について、互いの意見をすりあわせたこと。

第二十七に、その目的と性格について、互いの意見をすりあわせたこと。

第二十八に、その目的と性格について、互いの意見をすりあわせたこと。

第二十九に、その目的と性格について、互いの意見をすりあわせたこと。

第三十に、その目的と性格について、互いの意見をすりあわせたこと。

第三十一に、その目的と性格について、互いの意見をすりあわせたこと。

第三十二に、その目的と性格について、互いの意見をすりあわせたこと。

第三十三に、その目的と性格について、互いの意見をすりあわせたこと。

第三十四に、その目的と性格について、互いの意見をすりあわせたこと。

第三十五に、その目的と性格について、互いの意見をすりあわせたこと。

第三十六に、その目的と性格について、互いの意見をすりあわせたこと。

第三十七に、その目的と性格について、互いの意見をすりあわせたこと。

第三十八に、その目的と性格について、互いの意見をすりあわせたこと。

第三十九に、その目的と性格について、互いの意見をすりあわせたこと。

第四十に、その目的と性格について、互いの意見をすりあわせたこと。

第四十一に、その目的と性格について、互いの意見をすりあわせたこと。

第四十二に、その目的と性格について、互いの意見をすりあわせたこと。

第四十三に、その目的と性格について、互いの意見をすりあわせたこと。

第四十四に、その目的と性格について、互いの意見をすりあわせたこと。

第四十五に、その目的と性格について、互いの意見をすりあわせたこと。

第四十六に、その目的と性格について、互いの意見をすりあわせたこと。

第四十七に、その目的と性格について、互いの意見をすりあわせたこと。

第四十八に、その目的と性格について、互いの意見をすりあわせたこと。

第四十九に、その目的と性格について、互いの意見をすりあわせたこと。

第五十に、その目的と性格について、互いの意見をすりあわせたこと。

第五十一に、その目的と性格について、互いの意見をすりあわせたこと。

第五十二に、その目的と性格について、互いの意見をすりあわせたこと。

第五十三に、その目的と性格について、互いの意見をすりあわせたこと。

第五十四に、その目的と性格について、互いの意見をすりあわせたこと。

第五十五に、その目的と性格について、互いの意見をすりあわせたこと。

第五十六に、その目的と性格について、互いの意見をすりあわせたこと。

第五十七に、その目的と性格について、互いの意見をすりあわせたこと。

第五十八に、その目的と性格について、互いの意見をすりあわせたこと。

第五十九に、その目的と性格について、互いの意見をすりあわせたこと。

第六十に、その目的と性格について、互いの意見をすりあわせたこと。

第六十一に、その目的と性格について、互いの意見をすりあわせたこと。

第六十二に、その目的と性格について、互いの意見をすりあわせたこと。

第六十三に、その目的と性格について、互いの意見をすりあわせたこと。

第六十四に、その目的と性格について、互いの意見をすりあわせたこと。

第六十五に、その目的と性格について、互いの意見をすりあわせたこと。

第六十六に、その目的と性格について、互いの意見をすりあわせたこと。

第六十七に、その目的と性格について、互いの意見をすりあわせたこと。

第六十八に、その目的と性格について、互いの意見をすりあわせたこと。

第六十九に、その目的と性格について、互いの意見をすりあわせたこと。

第七十に、その目的と性格について、互いの意見をすりあわせたこと。

第七十一に、その目的と性格について、互いの意見をすりあわせたこと。

第七十二に、その目的と性格について、互いの意見をすりあわせたこと。

第七十三に、その目的と性格について、互いの意見をすりあわせたこと。

第七十四に、その目的と性格について、互いの意見をすりあわせたこと。

第七十五に、その目的と性格について、互いの意見をすりあわせたこと。

第七十六に、その目的と性格について、互いの意見をすりあわせたこと。

第七十七に、その目的と性格について、互いの意見をすりあわせたこと。

第七十八に、その目的と性格について、互いの意見をすりあわせたこと。

第七十九に、その目的と性格について、互いの意見をすりあわせたこと。

第八十に、その目的と性格について、互いの意見をすりあわせたこと。

第八十一に、その目的と性格について、互いの意見をすりあわせたこと。

第八十二に、その目的と性格について、互いの意見をすりあわせたこと。

第八十三に、その目的と性格について、互いの意見をすりあわせたこと。

第八十四に、その目的と性格について、互いの意見をすりあわせたこと。

第八十五に、その目的と性格について、互いの意見をすりあわせたこと。

第八十六に、その目的と性格について、互いの意見をすりあわせたこと。

第八十七に、その目的と性格について、互いの意見をすりあわせたこと。

第八十八に、その目的と性格について、互いの意見をすりあわせたこと。

第八十九に、その目的と性格について、互いの意見をすりあわせたこと。

第九十に、その目的と性格について、互いの意見をすりあわせたこと。

第九十一に、その目的と性格について、互いの意見をすりあわせたこと。

第九十二に、その目的と性格について、互いの意見をすりあわせたこと。

第九十三に、その目的と性格について、互いの意見をすりあわせたこと。

第九十四に、その目的と性格について、互いの意見をすりあわせたこと。

第九十五に、その目的と性格について、互いの意見をすりあわせたこと。

第九十六に、その目的と性格について、互いの意見をすりあわせたこと。

第九十七に、その目的と性格について、互いの意見をすりあわせたこと。

第九十八に、その目的と性格について、互いの意見をすりあわせたこと。

第九十九に、その目的と性格について、互いの意見をすりあわせたこと。

第一百に、その目的と性格について、互いの意見をすりあわせたこと。

第一百一に、その目的と性格について、互いの意見をすりあわせたこと。

第一百二に、その目的と性格について、互いの意見をすりあわせたこと。

第一百三に、その目的と性格について、互いの意見をすりあわせたこと。

第一百四に、その目的と性格について、互いの意見をすりあわせたこと。

第一百五に、その目的と性格について、互いの意見をすりあわせたこと。

第一百六に、その目的と性格について、互いの意見をすりあわせたこと。

第一百七に、その目的と性格について、互いの意見をすりあわせたこと。

第一百八に、その目的と性格について、互いの意見をすりあわせたこと。

第一百九に、その目的と性格について、互いの意見をすりあわせたこと。

第一百二十に、その目的と性格について、互いの意見をすりあわせたこと。

第一百二十一に、その目的と性格について、互いの意見をすりあわせたこと。

第一百二十二に、その目的と性格について、互いの意見をすりあわせたこと。

第一百二十三に、その目的と性格について、互いの意見をすりあわせたこと。

第一百二十四に、その目的と性格について、互いの意見をすりあわせたこと。

第一百二十五に、その目的と性格について、互いの意見をすりあわせたこと。

第一百二十六に、その目的と性格について、互いの